

大館市適正入札・契約推進委員会

平成29年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：平成29年6月23日（金）午後3時00分～4時05分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

1. はじめに（略）

2. 開会（略）

3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

4. 審査

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の資料1、1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成28年度下半期の状況について説明いたします。

まず、業種別としては、「建設工事」、「建設コンサルタント業務等」、「物品調達」、そして「役務提供」の4つに分類しております。

次に、この4分類を更に入札別として

- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

の3つに分けており、随意契約については250万円を超える契約を掲載しております。

また、「物品調達」及び「役務提供」の単価契約については、「単価契約」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成28年度下半期の特徴をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

- まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、件数で前年同期比2件減少し40件となったものの、契約金額では1,900万円増加し、4億2,400万円となっております。

建設工事のトータルとしては、件数は同数54件、契約金額では900万円減少し、4億9,200万円となりました。件数、契約は、前年同期とほぼ同じ状況となっておりますが、内容的には、前年度、行われた災害復旧工事がほぼ無くなった一方で、「松木橋補修工事」の1億500万円や「旧正札竹村立体駐車場アスベスト除去工事」の8,600万円などが主な工事となっております。

また、建設工事全体の落札率については、前年同期比0.9ポイント低下し、96.3%となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは、前年同期比で件数は3件減少し9件となったものの、金額では2,700万円増加し9,600万円となっており、内容としては、本庁舎建設基本設計業務の3,300万円、同敷地地質調査業務の1,900万円と、新庁舎建設関連の業務委託が目立っております。

落札率は、3.5ポイント上昇し90.0%となっております。

- 物品調達では、トータルでは、昨年同期比で、件数で2件減少して36件、普通契約の契約金額でも2,400万円減少し6,800万円となっております。契約金額の減少の主な要因としては、前年度、総合病院にて2件で2,400万円の比較的高額な医療機器の購入がありました。今年度は無かったことなどでありませう。

また、落札率については、普通契約で3.8ポイント低下し89.5%、単価契約では2.8ポイント低下し86.7%となっております。

■ 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供につきましては、トータルで、件数は31件増加し64件、契約金額でも1億2,500万円増加し5億8,000万円となっております。

これは、市長事務局では「インターネット環境仮想化システムリース」の5,500万円、「市役所庁舎清掃業務」の長期継続契約4,000万円など、市立病院では高額な業務委託として「給食業務」1億1,600万円や「物品物流管理業務委託」6,100万円などがあったことなどによるものです。

落札率については、普通契約で2.1ポイント上昇し98.1%、単価契約でも0.8ポイント上昇の99.4%となっております。

■ 以上により、平成28年度下半期の総件数は163件で、前年同期比26件の増加となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、12億3,700万円で、同じく1億1,800万円の増加となっております。また、総トータルの落札率については、普通契約で96.2%で、前年同期比0.6ポイント上昇しましたが、単価契約では93.0%と、4.8ポイント低下しております。

平成28年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員A： 【資料2】の21頁のところで、低入札・最低制限が対象外とありますが、なぜですか。

事務局： 役務提供の単価契約のリースなので、低入札・最低制限価格の規程の適用外となります。

委員A： 適用外という事ですね。はい、分かりました。

委員A： 【資料2】の部分に落札率が100%の案件が結構ありますが、業務の内容により100%になれる案件もあるかと思いますが、この100%の数字は、予定価格を知っている様なイメージと入札制度において、一部の要因を達成出来ていない様にとれるが、事務局ではこの100%の落札率について検討した事はありますか。

事務局： 少数業者しか入札に参加しない場合、予算取りの段階で数者から見積もりを取り、一番安い金額ないしは、それをさらに少し削った形で予算査定をし、それを基に予定価格となっております。特に役務の場合が多く、場合によっては予算見積もりを一番安く出した所と

同じになってしまう事は、有るかと思います。

委員 A : ただ、100%というのは事前に予定価格を知っているとしか考えられないが、それ以外の理由は考えられますか。

事務局 : 例えば、よく 100%になる例は、施設の機械警備などですが、今やっている業者さんから 3年間の業務の見積をいただくと、月額数万円で 3年間だと数百万円となり、それを予定価格にして入札しますと、他の業者はそれよりも高い場合が多く、低い場合はあまりありません。今やっている業者さんの見積を予算で削ると落札出来ないという事になります。

委員 A : 不落になると言う事ですね。

事務局 : はいそうです。今やっている業者さんが一番安い見積なので、その見積で予算化しているため、今の業者さんは 100%で入れてきて、それ以外の業者は 110%とかで入れてくるというケースは、特に機械警備の場合は多くあります。これが、建設工事の場合だと予定価格を事前に公表していますので、それよりも下がってきますが、機械警備などは 100%で落札という状況も見受けられます。

委員 A : 100%の中でも一番多いのが清掃業務に関する入札ですが、この見積の中には人件費とか経費とかその他もろもろあると思いますが、この 100%の入札も今いったような状況が考えられるという事でしょうか。

事務局 : 清掃業務も、まさに今いったような機械警備と似たような状況であり、例えば本庁舎の清掃の場合は、通常は 3年ですが新庁舎の関係で 4年という期間で入札を行いました。やはり、今やっている業者さんの見積が予算要求段階で安ければ、それを予定価格として設定しますので、今やっている業者さんが出した見積と同額で入札してくると、100%で、その他の業者さんは、それよりも高いという状況になりえます。99.99%でも 100%となります。

また、長期継続契約で債務負担を設定して予算書が公表されているので、ある意味予定価格も公表されているようなものです。

委員 A : はい、分かりました。ただ、他の業種は 70%代で身を削っているのに、この 100%の業種は何故なのか、疑問に思ったので質問しました。有難うございました。

事務局 : 今回は、機械警備とか清掃業務の更新の時期であったため、このような 100%の物件が多くなったと思われます。長期契約は、今回契約すると数年間の契約となります。

委員 A : では、この資料の中に 5年分とか 3年分とか分かる様にして欲しいです。

事務局 : はい、検討させていただきます。

委員 B： 15 頁の扇田病院の物品調達の入札参加者が 2 者で 100%なのは、業種が限られるからですか。

事務局： 医療機器等についても、予算見積りの安い価格で設定すると、その安く見積を出した業者が同額で 100%、その他の業者はそれよりも高くなったものと思われます。また、医療機器については特殊なので、参加者も 2 者と少なかったものと思われます。

委員 B： これも、予定価格の公表は無いのですね。

事務局： 物品ですので、予定価格の公表はしておりません。

委員 B： 【資料 2】 9 頁の随意契約 1 番の建築関係建設コンサルタント部門の本庁舎建設基本設計業務の参加者が 1 者となっているのは、理由は何故ですか。

事務局： これは、プロポーザル方式で応募をして頂いた大手の設計事務所 6 者を対象に一次評価を行ってそれを 5 者に絞り、その 5 者で 2 次評価をするという形です。また、それと並行した形で市内の業者さんもチームを作る形で応募して頂き、最終的には 2 次評価で大手の 5 者から選定された 1 者が、市内の業者さんを評価して、その市内の 1 チームと JV を組むという形で設計を行うという仕組みを作り選定したやり方です。

委員 B： 新庁舎の建設予算は、大体どれくらいですか。

事務局： まだ基本設計の段階ですが、基本的に新庁舎は概算ベースで約 3 5 億程度を予定しております。6 月 3 0 日まで基本設計期間で、7 月から実施設計業務となる予定です

委員長： ほかにご意見、ご質問ございませんか。

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第 6 条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第 3 第 2 項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員（佐藤委員）： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料 3】

(1) 公募型指名競争入札

① 建設工事 【松木橋補修工事】

下半期に実施した40件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市本庁舎敷地地質調査業務】

下半期に実施した5件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

③ 物品調達 【プールフロアほか】

市長事務部局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

④ 役務提供 【大館市役所庁舎清掃業務】

市長事務部局における賃貸借以外の案件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

(2) 随意契約

① 建設工事 【旧大館工業高等学校プール附属棟改修工事（建築工事）】

予定価格250万円以上のものを審査対象としておりますが、市長部局の建設工事における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。28頁をお開き願います。

■ 28頁から29頁は、公募型指名競争入札で発注しました「松木橋補修工事」です。入札参加資格としては、市の登録名簿の「土木一式A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」主たる営業所を有していること、本工事に必要な主任技術者として「1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できることなどとなっております。

30頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす4者の応募があり、同じく4者の参加による入札を実施しております。落札率は99.2%となっております。

■ 次は、31頁から32頁の測量及び建設コンサルタント等業務の「大館市本庁舎敷地地質調査業務」です。入札参加資格としては、市の測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルト業務」のうち「地質調査業務」に登録されていること、(4)の「平成18年4月1日以降に元請として『解析業務：免震構造建築物の設計基礎資料としての模擬地震波作成』を含む地質調査業務の施行実績を有する」ことなどとなっております。

33頁をご覧ください。この条件で公募したところ、資格を満たす3者が応募し、入札に参加しました。本件は低入札価格調査制度を適用する事案であり、入札の結果、調査基準価格を下回り、低入札となりましたので、内訳書の提出を求め、低入札調査を実施いたしました。

低入札調査内容は、50頁の【資料5】で説明しますが、詳細調査省略基準価格を上回った

ため、詳細調査には至らずに最低入札者が落札となりました。落札率は77.0%となっております。

■ 次に、34頁の物品調達「プールフロアほか」です。

入札参加資格は、市の物品納入業者に登録されていて「運動具・教材・楽器類」を取り扱い品目として申請している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどがあります。この条件で公募したところ、35頁にありますとおり2者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は74.9%となっております。

■ 次は、36頁から37頁の役務提供「大館市役所庁舎清掃業務」です。

入札参加資格は、市の登録名簿において「建築物等清掃」業者として登録されていること、市内に本社又は支店等を有していること、「建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業」の登録があること、「建築物環境衛生管理技術者」、「総括管理者」又は「清掃作業監督者」の資格を有する者を「業務管理責任者」として配置できることなどとなっております。

この条件で公募したところ38頁にあります6者が応募・参加し入札が実施されました。落札率は99.9%となっております。

■ 最後に、39頁の教育委員会・教育総務課が随意契約した「旧大館工業高等学校プール附属棟改修工事（建築工事）」です。

この工事は、3月24日に4者による「公募型指名競争入札」を実施しましたが、全者が最低制限価格を下回って失格となり、入札取止めとなったものです。

工期を確保するには早急に工事を開始する必要があり、再公募して入札を行う時間的余裕がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に基づき、随意契約をすることとし、入札時の公募対象等級である建築一式B級の業者9者を対象に見積りを徴取し、契約いたしました。落札率は72.6%となっております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。事前に資料も配布になっておりますし、審議経過の公表ということもありますので、活発なご意見をお願いいたします。

委員B： 36頁の市役所庁舎清掃業務も長期契約ですか。

事務局： はい、4年間の契約となっております。

委員B： これも、やはり落札率が99.9%なんですね。

事務局： はい、38頁に各業者の入札金額を示している通りの形となっております。

委員B： 39頁の随意契約抽出案件について、落札額が予定価格から3割近く下がっている原因は何故か。落札額が、約1,900万円で大丈夫なのかと疑問に感じまして、それについては。

事務局： 随意契約で最低制限価格の設定がありませんので、一番安く入れた業者さんに決まる形となります。何故、安くなったかまでは問いません。ただ、最初の公募型指名競争入札の時も最低制限価格から数万円程度下がったラインで、全者失格となっていました。

委員B： 28頁の松木橋補修工事ですが、落札率が99.8%とほぼ100%に近いが、これについてもどの様に考えておりますか。

事務局： 建設工事の落札率については、予定価格を100%とすると、この工事に関していえば、低入札調査基準価格という下限を設けており、このライン自体が90%前後に引かれているのでその10%の範囲での入札という形になりますが、この工事は参加者が3者と少なかったのもあるのか、99%前後の入札となっているのが現状です。

委員B： 業者の皆さんは、同じ様な積算ソフトを使用している様ですね。

事務局： はい、皆さん同じ積算ソフトを使っている様で、予定価格を事前公表しますと市と同じ100%の設計が出来れば、下のラインも逆算出来るので、その中での競争となる様です。

委員A： 皆さん、あまり損しない様に受注したいので、予定価格に近い所を狙って入札するので、接近するのは、当然かなと思います。

委員B： 話によると、あまりにも範囲が狭いので、その範囲に入って落札するのは宝くじに当たる様なものと時々聞いたりしますが。

委員A： 皆さん範囲があるので、考えながら入札に参加している様ですよ。

委員C： 入札が終わった後に、予定価格は公表しているのですか。

事務局： 建設工事の場合は、事前に予定価格を公表しています。

委員C： それ以外の低入札調査基準価格も公表してますか。

事務局： 低入札調査基準価格は、建設工事と建設コンサルについては、入札して契約後に公表しております。物品、役務については予定価格、低入札、調査基準価格とも公表しておりません。

委員 C： 物品、役務は入札が終わってからですか。

事務局： はい、そうです。物品には低入札価格の設定は無く、役務には低入札価格を設定していますが、今後の入札に支障をきたす恐れがあるという事で、基本的には公表してません。

委員 C： 先程、役務の5年間の入札金額が分かれば次回の入札に活かせると思っております。

事務局： 公平性を期すため、入札後の結果は公表しております。例えば、資料3の33頁の建設コンサル入札調の下の予定価格と低入札調査基準価格は、入札後公表しておりますが、35頁の物品については、下の予定価格は非開示としており、入札後の案件についての推測が出来ない様に、入札後も公表しておりません。

委員 C： この様な入札結果に対して、外部から談合ではないかと問合せはありますか。

事務局： 大館市単独の物件については、私の知る限りではありません。ただ、全国的な例として大館市でも過去に受注した大手業者が、公正取引委員会から談合を指摘され排除処分命令を受けたという例がありました。

委員長： 宜しいでしょうか。ほかにご意見ございませんか。
なければ、これで抽出の案件についての審議を終了いたします。

5. 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、【資料4】により平成28年度下半期の指名停止等の運用状況について説明いたします。昨年度下半期に、28社の指名停止措置を行っております。

- 初めに41頁に記載されている1番から8番の指名停止理由ですが、表の右側に示しているとおり、株式会社NIPPONほか19社が、東日本高速道路株式会社東北支社の発注する工事で、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したため、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令がなされました。

今回の措置は、27年度の指名停止措置の期間の変更であるため、指名停止期間の開始日が27年となっております。新たな事案等が発覚したことにより、期間延長などの要件が加わりました。このため、本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定により、それぞれ8か月から16か月までの指名停止となっております。

- 次に42頁に記載されている9番から14番の指名停止理由ですが、株式会社NIPPON

ほか7社が、東日本高速道路株式会社関東支社が発注する工事で、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したため、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令がなされました。

このため、本事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定により、6か月から12か月の指名停止措置を講じました。

- 次に43頁に記載されている15番に対する指名停止措置について説明させていただきます。指名停止の理由は、株式会社クリーンサービス青森 大館支店が、平成29年2月7日「大館市役所庁舎清掃業務」の入札において、落札したにもかかわらず、契約辞退届を提出し、結果、当該契約が不成立となったというものです。

このため、本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による、別表第2、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の13、（不正又は不誠実な行為）のオに該当することから、1か月を基本として指名停止措置を講じたものです。

ただし、同社は別表第2の13のオによる指名停止を平成28年5月25日から受けていることから、大館市指名停止要綱第4条第2項第1号に該当し、基本の2倍の期間である2か月の指名停止措置となりました。

- 同じく43頁に記載されている16番、17番に対する指名停止措置について説明させていただきます。指名停止の理由は、東亜建設工業株式会社の社員と飛鳥建設株式会社の社員が、贈賄の疑いで逮捕されたというものです。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、12か月の指名停止措置を講じました。

- 次に、44頁に記載されている18番に対する指名停止措置について説明します。

指名停止の理由は、東亜建設工業株式会社が、粗雑工事を行った事により、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせ、また、工事ではデータ改ざん等による虚偽の報告を行ったというものです。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、3か月の指名停止措置を講じたものです。

- 次に、45頁に記載されている19番に対する指名停止措置について説明します。

指名停止の理由は、開成工業株式会社の広島営業所長が、贈賄の疑いで逮捕されたというものです。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、12か月の指名停止措置を講じたものです。

- 次に46頁に記載されている20番から24番の指名停止理由ですが、株式会社富士通ゼネラルほか4社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したため、

公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令がなされました。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、9か月から18か月の指名停止措置を講じました。

■ 次に47頁に記載されている25番に対する指名停止措置について説明します。

指名停止の理由は、川田工業(株)の社員が、国家公務員法違反(唆し)の罪で略式起訴されたというものです。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、1か月の指名停止措置を講じたものです。

■ 同じく、47頁に記載されている26番に対する指名停止措置について説明します。

指名停止の理由は、鉄建建設株式会社及び同社の社員が、労働基準法違反の罪で略式起訴され、罰金の略式命令を受けたというものです。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、1か月の指名停止措置を講じました。

■ 次に、48頁に記載されている27番から28番の指名停止理由ですが、日本電気株式会社ほか2社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反したため、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令がなされました。

このため、大館市指名停止要綱第2条の規定により、7か月から8か月の指名停止措置を講じました。

以上が平成28年度下半期における指名停止の運用状況の内容でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

委員C： 不正行為で指名停止は分かりますが、落札して辞退するというのは何ですか。からかいとか計算違いですか。

事務局： 入札金額の誤りのようです。庁舎の清掃業務ですが、通常は3年の契約となりますが、今回は新庁舎建設の関係で1年長い4年間の入札としましたが、3年と勘違いして1千万ほど安く、3千万で入札して契約出来ないというのが、今回の例です。

委員B： それで落札した訳ですね。

事務局： はい、一度落札して契約出来ないという事で指名停止し、仕切り直した入札で別の業者さんが落札したという形です。

委員B： それで、2か月の指名停止ですね。2か月だと、あんまり影響がないような感じですね。

これは何か期間の取り決めがあるのですか。

事務局： 大館市の指名停止要綱で事案により期間が決まっており、それにプラスして課徴金等の関係で期間が決定します。

委員C： ドーピング等の選手は、出場停止期間は結構長いですが、それに比べると短いかなという気がします。その指名停止期間内に、入札は無いでしょう。

事務局： はい、そういうこともあります。

委員長： 他にございますか。なければ、その次の案件に進みます。

6. その他

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： その他について2件ございます。1つ目は49頁の【資料5】の「低入札価調査一覧」です。昨年度下半期における低入札価調査制度に該当し、調査した結果の報告でございます。ご覧のとおり、建設コンサルタント業務等3件の事案がありました。

■ 建設工事につきましては、4件でありましたが、低入札受注の事案はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等につきましては、5件が対象案件でしたが、そのうち低入札価格調査の対象は3件となりました。

内容につきまして、【資料5】の50頁からをご覧ください。1件目は「大館市本庁舎敷地地質調査業務」で、先ほど抽出事案でも触れたとおりですが、3者が入札に参加し、1者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、調査に移行となりました。

調査1では入札参加者の平均入札額の95%で算出される「失格基準価格」との比較を行い、これを上回っていたため合格の判定、調査2では入札内訳金額と、表中の計算式で算出される直接業務費等と諸経費等の「項目別失格判断基準額」との比較を行い、それぞれ基準額を上回り合格の判定、調査3では入札額と、表中の計算式から算出される「詳細調査省略基準価格」との比較を行い、これを上回り合格判定となり、詳細調査を経ずに最低入札者の落札となりました。

■ 続きまして2件目、51頁の「大館郷土博物館耐震二次診断業務」ですが、7者が入札に参加し、4者が調査基準価格を下回る金額で入札し、調査1でその4者すべてが要綱に基づく失格基準価格を下回っていたため失格、調査基準価格を上回った3者のうちの最低入札者に落札となりました。

■ 続きまして3件目、52頁の「大館市民文化会館耐震二次診断業務」ですが、2件目の博

物館耐震診断との分割案件で1者1件の落札条件のため、2件目の落札者を除く6者が入札に参加となり、3者が調査基準価格を下回る金額で入札、調査1でその3者すべてが要綱に基づく失格基準価格を下回っていたため失格と判定し、調査基準価格を上回った3者のうちの最低入札者に落札となりました。

低入札価格調査については、以上でございます。

続きまして、その他の2つ目でございます。【資料6】の54頁からは、昨年度の工事検査に関する報告であります。検査の結果については、契約金額が130万円を超える工事について取りまとめたもので、全14工種を完成検査、中間検査、出来高検査の種別毎に検査件数を記載しております。

昨年度の検査件数の合計は166件で、契約金額では33億700万円あまりとなっております。56頁の資料のとおり、前年と比較しまして件数が49件・22.8%の減で、契約金額においても9.7%ほどの減少となっております。課別に見ますと農林課の件数が特に減少しており、これは25年災害の復旧工事がひと段落したものと考えられます。詳細は一覧となっておりますので、のちほどご覧願います。

工事検査結果については、以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員A： 完成検査についてですが、例えば建設工事は設計書と比較してその通り完成しているのか検査してますよね。それ以外の清掃業務等についての契約検査課の検査は、あるのでしょうか。

事務局： 検査という形としてはございません。ただ、委託業務については、担当課で業務完了確認調書を作成しておりまして、発注した項目通りに業務がなされているかを確認しております。

委員A： その点の検査は、どうしているか分からなかったものですから。
はい、分かりました。有難うございました。

委員B： 清掃業務等の抜打ち検査とかは、しないものですか。

事務局： 毎日の作業や、年2回の窓拭き等については日報等で管理しております。

委員長： 他にございますか。なければ、その他の案件についての審議は終了いたします。

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に意見等なし)

6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。有難うございました。